

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号

エコナックホールディングス株式会社

取締役社長 鈴木 隆 太

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.econach.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3521/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エコナックホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3521」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 千歳の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第145期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第145期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におけるわが国経済は、サービス需要やインバウンド需要が高まるなど、緩やかな景気回復がみられました。一方、円安に伴う輸入価格の高騰による物価上昇、資源価格の高騰、人手不足の深刻化など、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは中核事業である温浴事業を中心に事業を展開してまいりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は19億8千万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益3億4千1百万円（前連結会計年度比81.1%増）、経常利益3億3千9百万円（前連結会計年度比85.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億9千1百万円（前連結会計年度比99.1%増）となりました。

単体の業績につきましては、当事業年度の売上高は8億3千3百万円（前事業年度比3.3%減）、営業利益3億1百万円（前事業年度比13.9%減）、経常利益3億3百万円（前事業年度比12.8%減）、当期純利益1億5千7百万円（前事業年度比28.1%減）となりました。

当期の配当につきましては、当社は1969年3月期の期末配当を最後に、ながらく配当を見送ってまいりましたが、収益力と財務基盤の強化が順調に進捗している状況等を総合的に勘案した結果、配当再開の環境が整ったものと判断し、この度56年ぶりとなります1株につき5円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

株主の皆様には長年にわたり多大なるご心配をおかけしてまいりましたが、これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業分野別の概況は次のとおりであります。

<温浴事業>

当社グループの主力である温浴事業では、東京都新宿区歌舞伎町にて事業展開する温

浴施設「テルマー湯 新宿店」におきまして、開業から9年が経過し設備関連の修繕や備品の買い替え費用が増加いたしました。中でも昨年7月からの新紙幣発行に対応するため、POSシステムと精算機の入替えを行った際には2日間の休業を余儀なくされ入館者数と売上高減少の要因となりました。当連結会計年度の入館者数は前年同期と比べ1.3%減少し、32万3千人となりました。集客活動といたしましては、人気の高温サウナダーを設けるなど、サウナ関連イベントに引続き注力したほか、昨年3月から開催している「春の伊豆・静岡フェア」、6月からは「夏の沖縄フェア」、9月からは「秋の広島フェア」、12月からは「冬の北海道フェア」を開催し、レストランでの限定メニューや限定グッズの販売など、お客様を飽きさせないよう集客イベントにも注力いたしました。

また、東京都港区西麻布で事業展開する「テルマー湯 西麻布店」におきましては、当連結会計年度の入館者数は前年同期と比べ9.4%増加し、8万9千7百人となりました。西麻布店は特にサウナに力を入れた施設となっており、有名アウフギーサーを多数ゲストに迎え、アウフグースに特に注力いたしました。また、従来から有料の岩盤浴サービスを12月から2月までの3カ月間を無料で開放いたしました。これにより、岩盤浴の魅力をより多くの方々に体験していただけたことは将来的に売上高のアップに繋がると考えております。

その結果、温浴事業の売上高は19億3千1百万円（前連結会計年度比4.8%増）、営業利益は4億7千3百万円（前連結会計年度比58.1%増）となりました。なお、営業利益が大幅に増加した要因といたしましては、「テルマー湯 西麻布店」におきまして前年同期は新規開業のための初期投資費用を売上原価に計上しておりましたが、当連結会計年度ではその費用がなかったことのほか、「テルマー湯 新宿店」におきまして8月から入館料の値上げを実施したことによるものであります。

<不動産事業>

不動産事業では、東京都港区西麻布に所有する「エコナック西麻布ビル」の住居部分の賃貸収益につきまして、継続して安定した収入を得ることができました。

その結果、不動産事業の売上高は4千9百万円（前連結会計年度比0.03%減）、営業利益は1千6百万円（前連結会計年度比2.9%減）となりました。

事業分野別売上高

| 事業分野 | 売上高 (百万円) | 構成比 (%) | 前連結会計年度比 増減率 |
|-------|-----------|---------|-----------------|
| 温泉事業 | 1,931 | 97.5 | 4.8%増 |
| 不動産事業 | 49 | 2.5 | 0.03%減 |
| 合計 | 1,980 | 100.0 | 4.6%増 |

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は4千8百万円（建設仮勘定を含む。）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

昨今の外国人による日本旅行の人気の高さに伴うインバウンド需要が引続き好調なことから、サービス業が中核事業である当社グループにとっては追い風になると考えております。

温泉事業におきましても、外国人観光客の増加はプラス要因となりますが、一方で国内においてはインフレに伴う物価上昇により個人の遊興支出を控える傾向が続くと考えております。「テルマー湯 新宿店」につきましては、リピーターの維持に努め、さらに新規顧客の取り込みが最重要課題であると考えております。そのような中、来館者を飽きさせないよう館内着や館内施設の一部リニューアルなどを検討しております。今年8月には新宿店開業10周年を迎えるにあたり、多数のイベントを企画し来館者数の維持に努めてまいります。

宿泊施設と温泉施設が一体となっている「テルマー湯 西麻布店」につきましては、周辺のホテルなどの宿泊施設の価格上昇が追い風となり宿泊需要は好調をキープしております。開業2年目でまだまだ伸びしろがあることから、温泉施設の来館者数を更に伸ばしていくことが課題であります。西麻布店はサウナに特に力を入れ、有名アウトフギーサーを多数ゲストに迎えております。今後も様々なイベントを企画し新規リピーターの獲得に注力してまいります。

不動産事業におきましては、所有するエコナック西麻布ビルの住居部分がほぼフル稼働となっており、周辺の不動産賃貸価格も上昇していることから、今後も需要は好調で推移し、引続き安定した賃料収入を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第142期 (2022年3月期) | 第143期 (2023年3月期) | 第144期 (2024年3月期) | 第145期 (当連結会計年度) (2025年3月期) |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 751 | 1,407 | 1,892 | 1,980 |
| 経常利益又は 経常損失 (△) (百万円) | △131 | △7 | 183 | 339 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円) | △22 | 51 | 96 | 191 |
| 1株当たり当期純 利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円) | △1.01 | 1.93 | 3.64 | 7.24 |
| 総 資 産 (百万円) | 6,099 | 6,108 | 6,008 | 6,090 |
| 純 資 産 (百万円) | 4,582 | 4,632 | 4,728 | 4,924 |
| 1株当たり純資産 (円) | 173.21 | 175.10 | 178.74 | 185.97 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 2023年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第142期 (2022年3月期) の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資本金 (千円) | 議決権比率 (%) | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|----------|-----------|---------------|
| 株 式 会 社 テ ル マ ー 湯 | 92,500 | 100.0 | 温 浴 施 設 の 運 営 |
| 株 式 会 社 エ レ ナ | 2,000 | 100.0 | 温 浴 施 設 の 運 営 |

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業分野 | 事業内容 |
|-------|-----------|
| 温浴事業 | 温浴施設の運営 |
| 不動産事業 | 不動産の売買・賃貸 |

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

| 事業所名 | 所在地 |
|-------------------|-----------|
| エコナックホールディングス株式会社 | 本店 東京都港区 |
| 株式会社 テルマー湯 | 本店 東京都港区 |
| | 店舗 東京都新宿区 |
| 株式会社 エレナ | 本店 東京都港区 |
| | 店舗 東京都港区 |

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

| 事業分野 | 従業員数 (名) | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|----------|-------------|
| 温浴事業 | 23 | 1名減 |
| 不動産事業 | 1 | — |
| 全社 (共通) | 7 | 2名増 |
| 合計 | 31 | 1名増 |

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、パートタイマーは含めておりません。

2. 全社 (共通) として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものです。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 (名) | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|-----------|----------|------------|
| 8 | 2名増 | 47.6 | 13.5 |

(注) 従業員数は就業人数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 (千円) |
|---------------|------------|
| 株式会社 東日本銀行 | 342,980 |
| 株式会社 商工組合中央金庫 | 189,230 |
| 株式会社 日本政策金融公庫 | 68,460 |

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,466,366株
- (3) 株主数 8,483名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|-----------------|-----------|----------|
| 株式会社ウェブ | 2,551,000 | 9.64 |
| 株式会社船橋カントリー倶楽部 | 1,820,000 | 6.88 |
| ロイヤル観光有限会社 | 1,775,550 | 6.71 |
| 株式会社NFKホールディングス | 1,530,600 | 5.78 |
| 株式会社トーテム | 1,287,500 | 4.86 |
| 株式会社広共コーポレーション | 1,182,500 | 4.47 |
| 伊豆シャボテンリゾート株式会社 | 1,020,400 | 3.85 |
| 有限会社MBL | 650,000 | 2.45 |
| 株式会社広共 | 450,050 | 1.70 |
| 東拓観光有限会社 | 377,600 | 1.42 |

(注) 持株比率は、自己株式 (14,733株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | | |
|------------------------|-----------------|-------------------------------------|----------|
| | | 第2回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2024年12月19日 | |
| 新株予約権の数 | | 12,600個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 1,260,000株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり11,700円 (1株当たり117円) | |
| 権利行使期間 | | 2027年1月7日から 2034年12月18日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | |
| 使用人等への 交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 | 5,600個 |
| | | 目的となる株式数 | 560,000株 |
| | | 交付対象者数 | 7名 |
| | 子会社の役員及び 使用人 | 新株予約権の数 | 7,000個 |
| 目的となる株式数 | | 700,000株 | |
| 交付対象者数 | | 32名 | |

(注) 新株予約権の行使の主な条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他条件に違反した場合、新株予約権を行使できない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年12月19日付取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

| | | | |
|-----------------------------|---------------|-----------------------------------|----------|
| | | 第1回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2024年12月19日 | |
| 新株予約権の数 | | 9,000個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 900,000株 (新株予約権1個につき100株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり124円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり11,200円 (1株当たり112円) | |
| 権利行使期間 | | 2027年1月7日から 2034年12月18日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | |
| 役員 の 保 有 状 況 | 取締役(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 | 7,000個 |
| | | 目的となる株式数 | 700,000株 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 | 2,000個 |
| | | 目的となる株式数 | 200,000株 |
| | 交付対象者数 | 3名 | |
| | 交付対象者数 | 2名 | |

(注) 新株予約権の行使の主な条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が170円を超過した場合には、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他条件に違反した場合、新株予約権を行使できない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------|--------|--|
| 代表取締役 社長 | 鈴木 隆太 | 株式会社テルマー湯代表取締役 株式会社エレナ代表取締役 |
| 取締役 | 奥村 英夫 | 株式会社NFKホールディングス社外取締役 |
| 取締役 | 加藤 祐蔵 | 株式会社NFKホールディングス取締役 株式会社キャストリコ社外取締役 |
| 取締役 | 萩野谷 敏裕 | 株式会社アーキ・ボックス代表取締役 |
| 取締役 | 布村 洋一 | 株式会社クラスコンサルティング代表取締役 株式会社ウェブ取締役 |
| 監査役 (常勤) | 岩崎 周也 | 株式会社テルマー湯監査役 株式会社エレナ監査役 |
| 監査役 | 小田島 章 | 小田島法律事務所 弁護士 伊豆シャボテンリゾート株式会社社外監査役 |
| 監査役 | 小林 明隆 | 一番町国際法律特許事務所 弁護士 株式会社NFKホールディングス社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 萩野谷敏裕氏及び布村洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎周也氏、小田島章氏及び小林明隆氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 岩崎周也氏は、過去に他社の企業経営を長年にわたり携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小田島章氏及び監査役 小林明隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役 萩野谷敏裕氏及び監査役 小田島章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で締結することができる旨を定款で定めておりますが、当事業年度においては締結していません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするために、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象外としております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社のすべての取締役・監査役・管理職従業員であり、そのすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬については、業界もしくは同規模の他社水準、従業員の給与・賞与水準及び過去の支給実績などを総合的に勘案して決定し、職責に応じた役位ごとの固定の金銭報酬とする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の業績連動報酬（賞与）については、企業価値向上をより明確にすることに対する短期のインセンティブ報酬として、単年度の連結業績及び経営内容等に基づき、役位を勘案して決定する業績連動の金銭報酬とする。なお、業績連動指標は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれかを選択することとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の非金銭報酬については、中長期的な業績と企業価値向上に対するインセンティブ報酬として、業績連動型株式報酬制度等の導入の可能性についても、新たな類型の制度を含め適時適切に検討を行い、実施することにも対応する。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の業績連動報酬（賞与）は、月額固定の基本報酬の0ヶ月から2ヶ月の範囲で決定する。よって、業績連動報酬（賞与）が最大で支給されたと仮定した場合の基本報酬と業績連動報酬（賞与）との比率は6：1となる。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の報酬は、会社業績との連動性を反映した体系とし、月額固定の基本報酬及び業績連動報酬（賞与）により構成される。ただし、社外取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみとする。業績連動報酬（賞与）については、毎年、定時株主総会以降に支給する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の各報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会が代表取締役に委任し、代表取締役が基本方針に従って決定する。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される。また、基本報酬の総額は株主総会で決議された総額の範囲内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して、監査役の協議により決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の 総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる 役員の数 (名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 19,200 (3,600) | 19,200 (3,600) | — (—) | — (—) | 5 (2) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 8,400 (8,400) | 8,400 (8,400) | — (—) | — (—) | 3 (3) |
| 合 計 (うち社外役員) | 27,600 (12,000) | 27,600 (12,000) | — (—) | — (—) | 8 (5) |

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、業績を鑑み、当事業年度は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長鈴木隆太に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
5. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職の状況 | 関係 |
|-----|---------|----------------------|---------|
| 取締役 | 萩野谷 敏 裕 | 株式会社アーキ・ボックス代表取締役 | 重要な関係なし |
| 取締役 | 布 村 洋 一 | 株式会社クラスコンサルティング代表取締役 | 重要な関係なし |
| | | 株式会社ウェブ取締役 | 重要な関係なし |
| 監査役 | 岩 崎 周 也 | 株式会社テルマー湯監査役 | 連結子会社 |
| | | 株式会社エレナ監査役 | 連結子会社 |
| 監査役 | 小田島 章 | 小田島法律事務所 弁護士 | 重要な関係なし |
| | | 伊豆シャボテンリゾート株式会社社外監査役 | 重要な関係なし |
| 監査役 | 小 林 明 隆 | 一番町国際法律特許事務所 弁護士 | 顧問弁護士 |
| | | 株式会社NFKホールディングス社外監査役 | 重要な関係なし |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|---------|---|
| 取締役 | 萩野谷 敏 裕 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。主に会社経営者としての見地から、豊富な経験・知識等に基づいた貴重な指摘、意見をいただいております。また、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う役割を果たしております。 |
| 取締役 | 布 村 洋 一 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち10回に出席いたしました。主に会社経営者としての見地から、豊富な経験・知識等に基づいた貴重な指摘、意見をいただいております。また、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う役割を果たしております。 |
| 監査役 | 岩 崎 周 也 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対する貴重な指摘、意見をいただいております。 |
| 監査役 | 小田島 章 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。 |
| 監査役 | 小 林 明 隆 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

(2) 報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 18,000千円
- ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けて、会計監査人に対する報酬等の額、監査契約の内容が適切かどうか検討し、更に前期の監査状況と当期監査計画に基づく監査日数、監査チームの編成等の監査体制に鑑みて、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人やまぶきは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(業務の適正を確保するための体制の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内でのコンプライアンス遵守の状況につきまして、取締役会を中心に顧問弁護士及び会計監査人と連携のもと、定期的に会合を開き確認することにより、不正、事故、法令違反等の未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に実施しております。そして、社員への教育・啓発の強化を通じて、コンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を推進し、当社グループ全体への周知徹底を行います。

また、内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査人監査の相互連携により監査体制の充実を図ります。さらに、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を推進します。

なお、社会的責任及び企業防衛の視点から、事業活動において反社会的勢力との関係は一切持たないこととし、当該勢力との関係の遮断は、外部専門機関との連携のもと、当社が中心となってグループ全体で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理につきましては、文書管理規程に基づいて保存・管理を行うとともに、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保管を行います。

また、個人情報につきましては個人情報保護に関する方針に基づいて、管理の徹底を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及び社内での各会議体において、各担当部署から業務執行に係るリスクを随時報告し、その把握と管理を徹底することにより、リスクの発生の未然防止と発生時の対処を迅速に行う体制を整えております。

特に四半期ごとには、取締役及び取締役会に対しての各担当部署からの報告のもとに、社内でのリスクマネジメントの有効性のモニタリングを実施しております。

リスクマネジメントにつきましては、職務権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長への報告を徹底し、その承認を得て対策を実行します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会において、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、随時、役員ミーティングを開催し、重要な情報伝達を確実に行う体制をとります。

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行について決議します。役員ミーティングは原則として毎週月曜日に開催し、各取締役の業務執行の状況に関する適時な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めます。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程により子会社の管理を明確に規定します。取締役、監査役及び管理部門役員は、分担して子会社の取締役または監査役を兼任し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

また、子会社の自主性を十分確保しつつ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社への内部監査を実施することにより、経営管理体制の整備及び統括を通じて業務の適正性を監視します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を配置していませんが、監査役が必要と判断して配置を求めた場合は、専任もしくは兼任の使用人を置くことができる体制を確保しております。

当該使用人の人事に係る事項については、取締役は事前に監査役の同意を得て行わなければならないものとします。

(7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。また、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループにおいてその旨を周知徹底します。

監査役は、取締役会には原則として全員が出席し、常勤監査役は重要なミーティングに常時出席し、法令・定款違反の有無を確認します。

当社は、常勤の取締役及び監査役をメンバーとして、原則として毎週月曜日に役員ミーティングを開催し、業務の執行状況について報告と確認を行います。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、明らかに職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を負担します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、会計監査人、代表取締役及び監査役との意見交換、情報交換を行う体制をとり、内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査への立会いにより内部監査室との連携を図ります。

監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、また重要な会議や役員ミーティングへ常時出席することにより監査の実効性の向上を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行につきましては、原則毎月1回の定例取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

情報の保存及び管理につきましては、株主総会議事録、取締役会議事録・稟議書等の決裁書類を適切に作成し、管理部門で保管しております。

リスク管理につきましては、原則毎月1回の定例取締役会を開催し、担当取締役よりリスクの発生状況について報告を行うとともに、その対策について検討を行い、必要に応じた対応を実施しております。

内部監査につきましては、内部監査室が定期的に各部門を監査し、業務活動が法令や社内規程に基づき適切に行われているかをチェックしております。また、監査結果は、社長に報告するとともに監査役とも共有しております。

監査役の職務執行について生じた費用につきましては、監査役からの申請に基づき、適切に支払っております。

監査役は、取締役会以外にも経営会議やその他ミーティングに出席し、社内状況を把握しております。また、内部統制に関する事項につきましても内部監査室からの監査報告を受けております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,607,002 | 流動負債 | 475,179 |
| 現金及び預金 | 1,502,403 | 買掛金 | 37,382 |
| 売掛金 | 95,453 | 1年内返済予定の長期借入金 | 195,398 |
| 商品 | 1,887 | 未払金 | 51,472 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,194 | 未払法人税等 | 73,723 |
| その他 | 5,495 | 契約負債 | 16,523 |
| 貸倒引当金 | △431 | 前受金 | 5,348 |
| 固定資産 | 4,483,735 | 賞与引当金 | 5,987 |
| 有形固定資産 | 4,227,895 | 株主優待引当金 | 2,466 |
| 建物及び構築物 | 2,272,712 | その他 | 86,877 |
| 機械装置及び運搬具 | 32,667 | 固定負債 | 690,651 |
| 工具器具及び備品 | 72,741 | 長期借入金 | 405,272 |
| 土地 | 1,834,794 | 繰延税金負債 | 31,964 |
| 建設仮勘定 | 14,980 | 再評価に係る繰延税金負債 | 10,296 |
| 無形固定資産 | 89,199 | 資産除去債務 | 239,169 |
| 借地権 | 83,445 | 長期預り金 | 3,948 |
| ソフトウェア | 4,225 | 負債合計 | 1,165,830 |
| 電話加入権 | 1,528 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 166,639 | 株主資本 | 4,900,572 |
| 投資有価証券 | 600 | 資本金 | 100,000 |
| その他 | 166,723 | 資本剰余金 | 4,235,309 |
| 貸倒引当金 | △683 | 利益剰余金 | 568,380 |
| 資産合計 | 6,090,738 | 自己株式 | △3,117 |
| | | その他の包括利益累計額 | 18,765 |
| | | 土地再評価差額金 | 18,765 |
| | | 新株予約権 | 5,569 |
| | | 純資産合計 | 4,924,907 |
| | | 負債・純資産合計 | 6,090,738 |

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 1,980,519 |
| 売 上 原 価 | | 1,471,272 |
| 売 上 総 利 益 | | 509,247 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 167,778 |
| 営 業 利 益 | | 341,468 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 757 | |
| 受 取 手 数 料 | 1,239 | |
| 固 定 資 産 賃 貸 料 | 420 | |
| 補 助 金 収 入 | 48 | |
| 受 取 家 賃 | 1,890 | |
| 受 取 補 償 金 | 1,348 | |
| そ の 他 | 752 | 6,456 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 7,908 | |
| そ の 他 | 99 | 8,007 |
| 経 常 利 益 | | 339,917 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 | 0 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 339,917 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 126,682 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 21,675 | 148,357 |
| 当 期 純 利 益 | | 191,559 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 191,559 |

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,540,938 | 流動負債 | 316,857 |
| 現金及び預金 | 1,384,269 | 1年内返済予定の長期借入金 | 113,400 |
| 売掛金 | 1,029 | 未払金 | 7,603 |
| 貯蔵品 | 43 | 未払費用 | 3,877 |
| 前渡金 | 2,500 | 未払法人税等 | 66,414 |
| 前払費用 | 2,277 | 前受金 | 72,810 |
| 関係会社短期貸付金 | 150,000 | 預り金 | 801 |
| その他 | 998 | 賞与引当金 | 1,949 |
| 貸倒引当金 | △179 | 株主優待引当金 | 17,866 |
| 固定資産 | 4,618,493 | その他 | 32,134 |
| 有形固定資産 | 4,059,129 | 固定負債 | 892,053 |
| 建物 | 2,119,269 | 長期借入金 | 74,600 |
| 構築物 | 21,701 | 繰延税金負債 | 38,838 |
| 機械及び装置 | 22,719 | 再評価に係る繰延税金負債 | 10,296 |
| 工具器具及び備品 | 45,665 | 資産除去債務 | 239,169 |
| 土地 | 1,834,794 | 長期預り金 | 529,148 |
| 建設仮勘定 | 14,980 | 負債合計 | 1,208,911 |
| 無形固定資産 | 87,178 | (純資産の部) | |
| 借地権 | 83,445 | 株主資本 | 4,926,186 |
| ソフトウェア | 2,203 | 資本金 | 100,000 |
| 電話加入権 | 1,528 | 資本剰余金 | 4,235,309 |
| 投資その他の資産 | 472,186 | 資本準備金 | 470,776 |
| 投資有価証券 | 600 | その他資本剰余金 | 3,764,532 |
| 関係会社株式 | 126,993 | 利益剰余金 | 593,994 |
| 出資金 | 30 | その他利益剰余金 | 593,994 |
| 関係会社長期貸付金 | 180,000 | 繰越利益剰余金 | 593,994 |
| 破産更生債権等 | 683 | 自己株式 | △3,117 |
| 長期前払費用 | 363 | 評価・換算差額等 | 18,765 |
| その他 | 164,200 | 土地再評価差額金 | 18,765 |
| 貸倒引当金 | △683 | 新株予約権 | 5,569 |
| 資産合計 | 6,159,432 | 純資産合計 | 4,950,521 |
| | | 負債・純資産合計 | 6,159,432 |

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高 | | 833,788 |
| 売 上 原 価 | | 363,628 |
| 売 上 総 利 益 | | 470,159 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 168,188 |
| 営 業 利 益 | | 301,971 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 4,060 | |
| 受 取 家 賃 | 954 | |
| そ の 他 | 482 | 5,496 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 3,725 | |
| そ の 他 | 22 | 3,747 |
| 経 常 利 益 | | 303,720 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 | 0 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 303,720 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 119,359 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 26,893 | 146,253 |
| 当 期 純 利 益 | | 157,466 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5月20日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5月20日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図っており、事業及び財産の状況の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証を行いました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

エコナックホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 岩 崎 周 也 ㊞

監査役（社外監査役） 小田島 章 ㊞

監査役（社外監査役） 小 林 明 隆 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は1969年3月期の期末配当を最後に、ながらく配当を見送ってまいりましたが、収益力と財務基盤の強化が順調に進捗している状況等を総合的に勘案した結果、配当再開の環境が整ったものと判断し、この度56年ぶりとなる期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は132,258,165円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの中核事業である温浴事業のブランド力強化のための施策の一環として、「エコナックホールディングス株式会社」から新商号「テルマー湯ホールディングス株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2025年10月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は <u>エコナックホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>ECONAC H HOLDINGS CO., LTD.</u> と称する。 (新 設) (新 設) | 第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は <u>テルマー湯ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>THERMA E-YU HOLDINGS CO., LTD.</u> と称する。 附 則 <u>(商号変更の効力発生)</u> 第1条 <u>定款第1条（商号）の変更は、2025年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u> |

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役5名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるようにするため1名を減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|---|------------|
| 1 | 「再任」 すずき りゅうた 鈴木 隆太 (1978年5月13日) | 2002年4月 ㈱ステップ入社 2004年5月 ㈱全東信入社 2019年9月 当社入社 2020年4月 当社社長付 2020年6月 当社取締役 2020年6月 当社不動産事業部長 2020年9月 ㈱エレナ代表取締役社長（現任） 2021年1月 ㈱テルマー湯代表取締役社長（現任） 2021年5月 ㈱ハッピーリゾート代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） | — |
| 2 | 「再任」 かとう ゆうぞう 加藤 祐蔵 (1963年11月12日) | 2012年12月 当社入社 管理部課長 2014年4月 当社管理部長 2014年6月 当社取締役管理部長 2017年7月 当社取締役管理部門管掌 2020年6月 ㈱NFKホールディングス社外取締役 2021年5月 当社取締役（現任） 2021年6月 ㈱NFKホールディングス取締役（現任） 2023年1月 ㈱トリプルワン（現㈱キャストリコ）社外取締役（現任） | — |

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株数 |
|-------|---|--|-----------|
| 3 | 「再任」「社外」 ぬのむら よういち 布村 洋一 (1962年7月7日) | 1985年4月 東京エレクトロン(株)入社 1988年10月 プルデンシャル生命保険(株)入社 2002年3月 (株)プラスサム総合研究所代表社員 2009年7月 (株)クラスコンサルティング代表取締役（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2022年4月 (株)ウェブ代表取締役 2023年11月 (株)ウェブ取締役（現任） | — |
| 4 | 「新任」「社外」 みやざき ゆみ 宮崎 由美 (1958年5月9日) | 2010年8月 ひかり税理士法人入社 2011年11月 三和不動産(株)入社 2014年10月 宝和商事(株)入社 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 布村洋一氏及び宮崎由美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 布村洋一氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要は、同氏はコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験・専門的な知識を有しており、高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てていただくこととあります。また、同氏が選任された場合は、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行っていただき当社の成長と企業価値向上に貢献していただけると考えております。
4. 宮崎由美氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要は、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業の財務・経理部門に携わり、豊富な経験・知識を有していることから、独立した客観的な立場で当社の経営に対して助言いただけるものと考えております。
5. 布村洋一氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 宮崎由美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

当社は2021年6月29日開催の第141回定時株主総会において、補欠監査役として出口洋一氏を選任しておりますが、その選任の効力は本株主総会の開始の時までとなっております。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する 当社の 株式数 |
|---------------------------------|--|--------------------|
| でぐちよういち 出口洋一 (1951年9月23日) | 1976年3月 田中司法書士事務所入所 1979年3月 株式会社エスプリ設立 代表取締役就任 1991年10月 東京司法書士会入会 1993年4月 出口司法書士事務所開設 所長就任（現任） 2014年3月 武蔵野興業株式会社 社外監査役就任（現任） | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 出口洋一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 出口洋一氏が補欠の社外監査役候補者とした理由は、司法書士としての豊富な業務経験と専門的知識等を有し、それらを当社の監査体制に反映していただくことを期待できることから、その職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 出口洋一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。出口洋一氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する奥村英夫氏及び社外取締役を退任する萩野谷敏裕氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金支給規程にしたがい、在職月数等に応じて計算された退職慰労金を支給し、支給の時期及び方法等は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。本議案は、当社において予め取締役会で定められた社内規程に沿って、取締役会の審議を経て決定しており、相当であると判断しております。なお、本議案に関し、監査役会からは特段の意見がない旨を確認しております。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|--------------------------------------|--|
| おくむら ひでお 奥村 英夫 (1946年11月4日) | 2006年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役（現任） |
| はぎの や としひろ 萩野谷 敏裕 (1951年4月12日) | 2006年6月 当社取締役 2016年6月 当社社外取締役（現任） |

以上

株主総会会場ご案内図（明治記念館 1階 千歳の間）

東京都港区元赤坂二丁目2番23号 <TEL: (03) 3403-1171>



交通 JR [中央線・総武線] 信濃町駅下車徒歩3分

地下鉄 [銀座線・半蔵門線・大江戸線] 青山一丁目駅下車徒歩6分

地下鉄 [大江戸線] 国立競技場駅下車徒歩6分